

大型店の新規出店届出数の動向

一瀬 裕一郎

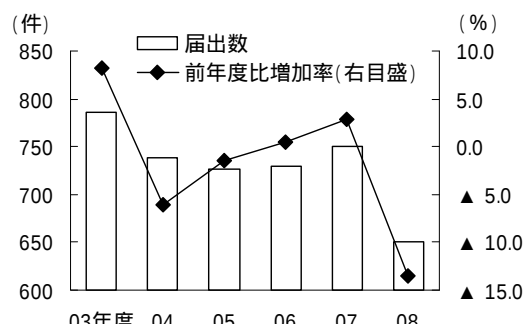
はじめに

08年度、大型店の新規出店届出数（以下「届出数」という）に大きな変化がみられた。本稿では、変化の内容とその要因について考察し、今後について見通したい。

大きく減少した届出数

08年度の届出数は650件と、07年度の751件から▲13.4%減少した（図表1）。大型店の新規出店の際に届出の義務を定めた2000年の大規模小売店舗立地法（注1）（以下「大店法」という）施行以降で、最大の減少率となった。

図表1 届出数の推移



資料 経済産業省webサイトより農中総研作成。

届出数の減少は09年度に入っても継続している（図表2）。09年度第1四半期の届出数は114件と、08年度第1四半期の172件から、大幅減少（前年同期比▲33.7%）となった。

図表2 最近の届出数の推移

時期	(単位 件, %)	
	新規出店計画届出数	前年度同期比増加率
08年度第1四半期	172	▲ 1.1
09年度第1四半期	114	▲ 33.7

資料 図表1に同じ。

地域別に届出数の推移をみると、08年

度には、北海道と関東を除いた地域で07年度より届出数が減少している（図表3）。また、関東と四国を除いた地域で、前年度比増加率が低下している。

図表3 地域別の届出数の状況

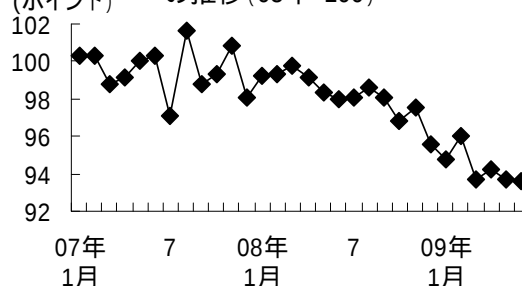
地域	届出数		前年度比増加率	
	07年度	08年度	07年度	08年度
全国	751	650	2.9	▲ 13.4
北海道	33	35	32.0	6.1
東北	78	55	▲ 19.6	▲ 29.5
関東	218	224	0.5	2.8
中部	81	55	3.8	▲ 32.1
近畿	108	88	38.5	▲ 18.5
中国	62	53	5.1	▲ 14.5
四国	38	37	▲ 13.6	▲ 2.6
九州	124	97	▲ 1.6	▲ 21.8
沖縄	9	6	50.0	▲ 33.3

資料 第1図に同じ。

注 関東は栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡の各都県。中部は愛知、岐阜、三重、富山、石川の各県。

届出数の減少と歩調を合わせて、大型小売店の販売額も減少している（図表4）。05年を100とした大型小売店販売額指数の推移をみると、08年4月以前には概ね99ポイント台以上で推移してきたが、それ以降、消費者物価が上昇したにもかかわらず、低下に転じ、直近の09年6月には93.6ポイント（速報値）となっている。

図表4 大型小売店販売額指数の推移 (05年=100)



資料 経済産業省『商業販売統計』より農中総研作成。

注 季節調整済みの値。09年6月は速報値。

新規に出店した店舗での販売額の伸び悩みや、既存店舗 1 店舗あたりの販売額の減少などが生じているとみられる。

(注1) 大店法では、店舗面積(小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積)が 1,000 m²を超える店舗を出店する際などに、地方自治体への届出の義務を課している。

届出数減少の要因

届出数の減少の要因として以下の 3 点が指摘できよう。

第 1 に、前項でも多少触れたが、長引く家計の消費低迷を背景として、総合スーパー(GMS)を中心に大型小売各社の業績が悪化したことである。各種報道で周知の通り、既存 GMS の販売が低迷しているため、大型小売各社は、GMS よりも出店面積の小さい食品スーパーへの経営資源の重点的な投入や、消費者の低価格志向の強まりを受けた低価格スーパーへの転換などを進めている。

第 2 に、建築資材価格の上昇などにより、出店費用が上昇したことである。08 年度前半には原油価格が歴史的な高値を付けるなど、商品市況の上昇が顕著となり、それが建築資材価格にも波及し、出店費用が高んだのである。また、08 年 9 月のリーマン・ショック以前には地価が上昇しており、用地取得費用も出店の重荷となったとみられる。

第 3 に、大型店の自由な出店を規制する法制度が整備されたことである。06 年夏の改正中心市街地活性化法^(注2)の施行に続いて、07 年 11 月には改正都市計画法^(注3)が施行された。これらに大店法を加えたいわゆる「まちづくり 3 法」により、大型店の郊外出店に規制がかけられた。

以上みたような、経営状況の悪化、経

済情勢の変化、法規制の強化が重なったことにより、08 年度には大型店の新規出店届出数が低下したとみられる。

(注2) 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するため、中心市街地活性化法では、空洞化・劣化が進む中心市街地に対して、市町村が基本計画を作成し、国に認定および支援を求める制度を定めている。

(注3) 06 年 5 月に成立し、07 年 11 月末に完全施行された改正都市計画法では、床面積 10,000 m²超の大規模集客施設の郊外への出店が大幅に規制され、原則として「第 2 種住居」、「準住居」、「工業地域」には出店ができなくなった。

今後の見通し

大型店出店により地元の商店街が衰退してしまった地域で、大型店が撤退すると、近隣住民は生活必需品を購入する場を失う^(注4)。特に交通弱者である高齢者^(注5)への影響が大きく、深刻な福祉・社会問題化する可能性がある。

この問題を回避・緩和するには、地元の商店街の振興が必要なのは勿論だが、地域住民自身の手による取り組みもまた重要となろう。例えば、四万十市で地域住民が出資・設立した日用品店や、沖縄県に現存する共同売店などである。これらの地域協同組合的な性格を持つ事例から、地域における購買の場の維持・存続に対して、重要な示唆を得られるのかもしれない。

(注4) 朝日新聞の記事では、神野直彦・東大教授(当時)が、地元の商店街を荒廃させた後に撤退する大型店を「焼き畑商業」と称している。

(注5) 読売新聞では群馬県渋川市、京都市西京区、埼玉県日高市、富山県高岡市、横浜市栄区の事例を紹介している。

< 参考資料・web サイト >

- ・ 経済産業省 web サイト
- ・ 経済産業省『商業販売統計』
- ・ 読売新聞 09 年 6 月 2 日 - 6 日付「生活ドキュメント 買い物難民」
- ・ 朝日新聞 06 年 7 月 22 日付